

既存の告示の改正と、新規の告示を新設することにより定める。

### 370号告示の改正

食品、添加物等の規格基準  
(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)

#### 第1 食品

B 食品一般の製造、加工及び調理基準  
1~9 省略

(**新設**)10 食品衛生法第8条第1項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物を含む食品を製造又は加工する場合は、**厚生労働大臣が定める基準**に適合する方法により製造又は加工されなければならない。

### 告示の新設

特別の注意を必要とする成分又は物を含む食品の製造又は加工の基準  
(令和〇年〇月〇日厚生労働省告示第〇号)

食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)の規定に基づき、食品衛生法第8条第1項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物を含む食品の製造又は加工の基準を次のように定める。

第1条…  
第2条…